

富士宮市茶園転換事業補助金

富士宮市では、農業経営基盤の強化を図るため、茶園転換を実施する方を対象に補助金を交付します。必ず事業（抜根）開始前に申請して下さい。

○対象者

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に本社もしくは主たる事業所を有する方

○対象となる農地

- ・市内の農業振興地域内の茶園

○補助金額

以下の金額のうち少ない金額（上限28万円）

- ①茶園転換に要する経費のうち、茶樹の抜根、茶樹の廃棄、整地及び苗木購入費に関する費用の合計額

※ただし他団体からも同趣旨の補助金を受ける場合は、その補助金額を経費の合計額から減額した金額を補助の対象とします。

- ②茶園転換の実施面積に1アール当たり14,000円を乗じた金額

【重要事項】

窓口での受付順に処理させていただきますので、申請書類は富士宮市農業政策課に直接提出してください、予算には限りがございますので、お早目の申請を心がけていただきますようお願いいたします。

補助金は銀行口座振替にて行います。見積書/申請書/実績報告書/領収書/口座名義人が同一人物となるようお願いいたします。



※裏面もご覧ください。

○申請時に必要な書類

①申請書

※他団体からも同趣旨の補助金を受ける場合、その内容を記入すること

②見積書

- ・見積合わせをいたしますので2社以上の見積書
- ・受付時に有効期限内の日付のもの
- ・宛名には、申請者の個人名が記載されていること

③位置図（公図等）

④実施する面積が分かる書類（固定資産課税明細書等のコピー）

⑤着手前の茶園のカラー写真（L版もしくはA4用紙）

⑥市税の完納証明書

※申請書を提出いただきました後に交付決定通知書を送付しますので、その後に事業（抜根）を開始してください。

○報告時に必要な書類

①実績報告書

②請求書および領収書

- ・請求書には抜根実施面積が記入されていること
- ・報告時に有効期限内の日付のもの
- ・宛名には、申請者の個人名が記載されていること

③着手後の茶園のカラー写真（L版もしくはA4用紙）

- ・転換後の作物が写っていること

※実績報告は申請年度内になる必要があります。

※報告書を提出いただきました後に補助金の交付が確定となりますので、その後に補助金の請求書を提出していただきます。

○変更時に必要な書類

①変更承認申請書

②その他変更理由の分かる書類

